

組合ニュース

発行：2013年10月30日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

不当労働行為救済申し立て 第3回審問の報告

組合室復帰の不履行およびそれに関連する団体交渉等での大学の対応を不当労働行為として、組合は大分県労働委員会に救済を申し立てていますが、その第3回審問が10月18日に県労働委員会で行われました。今回初めて法人側の証人として、津田総務部長が証言しました。

不当労働行為に反論しない法人

審問では、事前に証言者の陳述書が提出され、その内容に沿って主尋問が、続いて反対尋問が行われます。

津田氏の陳述書の特徴は、まず第一に、組合が県労委に申し立て、第1回、第2回の審問で組合側証人が明らかにした不当労働行為に対する反論が一切ないことです。

第二に、その代わりに「中期目標・中期計画」の目標を達成するために経費の削減を行ってきたことを事細かく記載し、この間の教職員の給与削減を誇り、経費の削減が経営協議会の審議事項であること等を繰々述べています。これらが陳述書の5分の4程度を占めています。これは、喻えて言えば、窃盗容疑で訴えられた被告が、窃盗に関する反論を一切行わず、苦しい家計のやり繕りの事実をこまごまと説明していることに相当します。この場合は、窃盗の事実を認めてその弁明をしているとするのが通常の解釈でしょう。

主尋問はわずか24分

主尋問（今回の場合は法人側弁護士が質問）の持ち時間として60分取れますぐ、法人側は40分を申請しました。しかし先に述べたように陳述書が不当労働行為と関係のない無内容なものため、わずか24分で終了しました。

団交では中期目標・中期計画の説明はしていない

津田氏側は中期目標・中期計画で経費削減を公表し、実際に努力をしている以上、組合に水光熱費の負担と協約締結を求めるのは「当然」であり、組合はそれに耳を貸さず無条件復帰を求めていたという図式を描きたいようです。しかし、問題の本質が組合室復帰協約を守らず、新たな協約締結を復帰条件として強要している点にあることは、これまでの組合ニュース等で述べてきたところです。

しかも仮にこの点を置いたとしても、水光熱費の組合負担を求める理由が、津田氏の陳述書にくどいほど述べられていました。

中期目標・中期計画にある経費削減であるとしても、組合との交渉ではそのことはほんの付け足し程度述べられただけです。つまり、県労委への説明と組合への説明が大きく異なっているのです。さすがにこの点はまずいと気づいたのか、「労使間の問題と中期目標・中期計画は無関係である」という勝手な理由で、先手を打ったつもりでしょうが、組合に中期目標・中期計画と関連づけて説明していないと主尋問の中で自ら認めました。しかし、中心的な理由を示さないならば、この点も不誠実な交渉態度だといわざるを得ません。

試算もせずに経費削減を求める姿勢が明かに

反対尋問では組合側弁護士が質問しました。まず、経費削減のために水光熱費の負担を求めるというなら、このことによっていくら削減されると試算しているのかとう質問には、「金額はわからない」というまったく無責任な回答でした。「個別のことは財務の担当」などと逃げを打ちましたが、試算すらせず、負担を強要しているという実態が明らかになりました。

また、組合との復帰の約束・合意を一方的に破棄して「経費削減」を行おうとしているが、この間、業者等との約束・合意を一方的に破棄して経費削減を行ったことがあるかとの質問には、「把握できていない。あるかないか分からぬ」との答でした。「ある」とすれば、市民社会の常識を逸脱したコンプライアンスに関わる事態ですし、「ない」とすれば組合のみにこうした非常識な対応をしていることになります。調査しての再回答が待たれます。

さらに、この間の組合への対応が「経費削減」のためであるならば、掲示板規制でいくら経費が削減されるかとの質問には、二つの問題は「つながらない」と認めざるを得ませんでした。

次回審問は岩切理事が証言

以上のように今回の審問では、法人の無責任な対応が浮き彫りになりましたが、これは組合に対するだけではありません。不当労働行為に関してまったく言及しないということは、判断を行う県労委に対しても無責任で誠意を欠いた態度であるといわざるを得ません。

第4回の最終審問は、11月28日に岩切理事を証言者として行われます。